

共通

テレワーク勤務制度

日数制限なし・マイプレイス勤務(在宅勤務)手当支給

時差出勤制度

始業時間の前後2時間まで15分単位での時差出勤可能

時間単位年次有給休暇

1時間単位で年次有給休暇取得可能(年5日分)

半日単位の振替休暇

休日出勤時の振替を半日単位で取得可能

保存有給休暇

失効した年次有給休暇を、保存有給休暇として保有。休業などで振替利用可能

ヘルスケア休暇

健康診断結果による通院、入院など10日限度

休業規程の改定

育児や介護などによる休業期間が年間3分の1以下の場合も、評価対象となるように制度改定

育児

出生時育児休業

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
労働者が休業前に合意した範囲で、休業中に就業することも可能

育児休業

男女ともに当該子の出生日後2年と8週間を経るまで取得可能

子の看護休暇

1年につき10日間を限度として、負傷・疾病した子(小学校3年生まで)のケアを目的として取得可能
年次有給休暇の保有日数が10日を下回った場合、保存有給休暇へ振替可能

育児短時間勤務

1日2時間または3時間を限度として15分単位による短時間勤務が可能(小学校3年生まで)

育児シフト勤務

勤務時間を変更せず2時間以内15分単位によるシフト勤務が可能(小学校3年生まで)

特別休暇

配偶者出産の時：3日以内

介護

介護休業

同一対象家族1人につき通算1年取得可能

介護休暇

年次有給休暇とは別に、1年間につき10日間を限度として、介護休暇を取得可能
年次有給休暇の保有日数が10日を下回った場合、保存有給休暇へ振替可能

介護短時間勤務

1日2時間または3時間を限度として15分単位による短時間勤務が可能

介護シフト勤務

勤務時間を変更せず2時間以内15分単位によるシフト勤務が可能